

令和 7 年 9 月 4 日

東北町議会議長 田 嶋 悟 殿

総務企画常任委員会
委員長 沼 山 英 隆

所管事務調査報告書

本委員会は所管事務の調査について、下記のとおり会議規則第 47 条の規定により報告します。

記

1 開催期日 令和 7 年 8 月 20 日 (水)

2 開催場所 役場議員控室

3 調査事項

(1) 所管事務調査

税務課・令和 6 年度町税等の収入状況について

4 調査結果

本委員会は、閉会中の調査事項でありました所管事務について、町側から副町長及び担当課長の出席を求め、開催しました。

調査の方法は、町側から説明を求め、その後質疑を行いました。

以下、調査の概要と質疑等のありました主なものについて、報告いたします。

稅務課

・令和6年度町税等の収入状況について

○令和6年度町税等の決算（前年度比較表）

単位:円、%

区分		調定額			収入済額			不納欠損額			徴収率		
		R6年度	R5年度	増減	R6年度	R5年度	増減	R6年度	R5年度	増減	R6年度	R5年度	増減
現年分	個人	537,393,123	572,823,831	△ 35,430,708	530,900,212	562,720,397	△ 31,820,185	0	0	0	98.79	98.24	0.55
	法人	63,759,300	63,494,100	265,200	63,709,300	63,444,100	265,200	0	0	0	99.92	99.92	0.00
	計	601,152,423	636,317,931	△ 35,165,508	594,609,512	626,164,497	△ 31,554,985	0	0	0	98.91	98.40	0.51
	固定資産税	981,603,200	916,943,400	64,659,800	967,336,000	903,230,700	64,105,300	0	0	0	98.55	98.50	0.05
	国有資産所在市町村交付金	22,332,600	21,698,200	634,400	22,332,600	21,698,200	634,400	0	0	0	100.00	100.00	0
	種別割	68,628,300	68,394,900	233,400	66,877,600	66,804,600	73,000	0	0	0	97.45	97.67	△ 0.22
	環境性能割	3,995,100	4,272,400	△ 277,300	3,995,100	4,272,400	△ 277,300	0	0	0	100.00	100.00	0
	たばこ税	162,756,002	167,211,286	△ 4,455,284	162,756,002	167,211,286	△ 4,455,284	0	0	0	100.00	100.00	0
	入湯税	1,350,600	1,291,500	59,100	1,350,600	1,291,500	59,100	0	0	0	100.00	100.00	0
滞納緑越分	国民健康保険税	399,827,300	398,154,100	1,673,200	379,431,623	375,596,505	3,835,118	0	0	0	94.90	94.33	0.57
	現年分計	2,241,645,525	2,214,283,717	27,361,808	2,198,689,037	2,166,269,688	32,419,349	0	0	0	98.08	97.83	0.25
	個人	25,331,904	22,633,308	2,698,596	5,612,355	6,078,945	△ 466,590	751,832	1,368,855	△ 617,023	22.16	26.86	△ 4.70
	法人	100,000	150,100	△ 50,100	100,000	0	100,000	0	100,100	△ 100,100	100.00	0.00	100.00
	計	25,431,904	22,783,408	2,648,496	5,712,355	6,078,945	△ 366,590	751,832	1,468,955	△ 717,123	22.46	26.68	△ 4.22
固定資産税	固定資産税	40,609,266	38,200,488	2,408,778	7,397,065	5,168,389	2,228,676	4,447,100	6,012,433	△ 1,565,333	18.22	13.53	4.69
	軽自動車税(種別割)	5,358,900	5,950,046	△ 591,146	1,112,610	1,052,346	60,264	945,400	1,129,100	△ 183,700	20.76	17.69	3.07
	国民健康保険税	92,127,225	96,117,048	△ 3,989,823	16,143,607	22,241,676	△ 6,098,069	6,911,580	4,768,679	2,142,901	17.52	23.14	△ 5.62
	滞納緑越分計	163,527,295	163,050,990	476,305	30,365,637	34,541,356	△ 4,175,719	13,055,912	13,379,167	△ 323,255	18.57	21.18	△ 2.61
合計		2,405,172,820	2,377,334,707	27,838,113	2,229,054,674	2,200,811,044	28,243,630	13,055,912	13,379,167	△ 323,255	92.68	92.57	0.11

○令和6年度・令和5年度 町税・国民健康保険税欠損処分比較表

区分	欠損処分(本税)									合計(A)									
	地方税法第18条			地方税法第15条の7															
				第4項			第5項												
	時効完成	3カ年経過による消滅	3カ年経過前による消滅																
	R6年度	R5年度	比較	R6年度	R5年度	比較	R6年度	R5年度	比較	R6年度		R5年度		比較					
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	件数 (人數)	金額	件数 (人數)	金額	件数 (人數)	金額				
町民税	566,159	1,254,003	▲ 687,844	0	1,511	▲ 1,511	185,673	113,341	72,332	76 (26人)	751,832 (126人)	313	1,368,855	▲ 237 ▲ 100	▲ 617,023				
固定資産税	3,283,400	3,488,200	▲ 204,800	34,600	173,100	▲ 138,500	1,129,100	2,351,133	▲ 1,222,033	593 (152人)	4,447,100 (330人)	1,119	6,012,433	▲ 526 ▲ 178	▲ 1,565,333				
軽自動車税(種別割)	710,700	640,700	70,000	0	57,600	▲ 57,600	234,700	430,800	▲ 196,100	160 (105人)	945,400 (160人)	252	1,129,100	▲ 92 ▲ 55	▲ 183,700				
法人税	0	100	▲ 100	0	0	0	100,000	▲ 100,000	0	0 -	0 -	3 (2社)	100,100	▲ 3 ▲ 2	▲ 100,100				
町税計	4,560,259	5,383,003	▲ 822,744	34,600	232,211	▲ 197,611	1,549,473	2,995,274	▲ 1,445,801	829 (620人)	6,144,332 (372人)	1,687	8,610,488	▲ 858 248	▲ 2,466,156				
国民健康保険税	6,706,180	3,536,202	3,169,978	0	213,900	▲ 213,900	205,400	1,018,577	▲ 813,177	320 (55人)	6,911,580 (134人)	687	4,768,679	▲ 367 ▲ 79	2,142,901				
合計(B)	11,266,439	8,919,205	2,347,234	34,600	446,111	▲ 411,511	1,754,873	4,013,851	▲ 2,258,978	1,149 (338人)	13,055,912 (752人)	2,374	13,379,167	▲ 1,225 ▲ 414	▲ 323,255				

○欠損処分の条件

1 地方税法第18条 (5カ年経過による消滅)

地方税の徴収権は原則として、法廷納期限の翌日から起算して5年間行使しなければ時効によって消滅します。

2 地方税法第15条の7第4項 (3カ年経過による消滅)

滞納処分する財産がないときや滞納処分をすることで、生活が著しく困難になるとき、また滞納者が所在不明の場合は、滞納処分の停止をすることができます。この停止が3年間継続したときは、納付・納入義務が消滅します。

3 地方税法第15条の7第5項 (3カ年経過前による消滅)

滞納処分の執行を停止した場合、徴収金を徴収できないことが明らかなとき、例えば、滞納者が死亡し、相続人もいないケースなどは、地方公共団体の長がその徴収金の納付・納入義務を直ちに消滅させることができます。

【質疑】納税が見込まれない方への今後の対応策があれば教えて下さい。

【回答】欠損額が大きいので、できるだけ電話催告や戸別訪問等を行うとともに、県の滞納整理機構にも移管し、合同で徴収していきたいと考えています。例えば18条であれば5年の間で幾らかでも納めてもらった時点からまた5年となりますので、幾らかでも納めてもらうように滞納整理を行っていきたい。

【質疑】15条は相続者がいないが物はある。その場合、行政で処分して、その分の損失分を埋めるという方法はないのですか。

【回答】法務省では、3年以内に相続登記をすることを義務化し、もししない場合はペナルティが科せられることがあります。しかし、町としては相続する人がいない状況において、滞納があったとしても財産を差し押さえて公売にかけることは手続き上のハードルが高く、対応が困難な状況です。今後は国の動向を見ながら解決に向けて対応を考えていきたい。

【要望】この問題は国の法律に頼るしかない感じがします。今後は県や国に対し、当議会や総務企画常任委員会で要望活動を行っていく必要があると考えます。また郡の議長会もありますので、合同で足並みそろえて要望するなど、その辺も含めて検討してもらいたい。

総務課

- ・補正予算の概要説明

財政課

- ・補正予算の概要説明

企画課

- ・補正予算の概要説明

税務課

- ・補正予算の概要説明

その他